

維持管理・運営委託契約書（案）

業 務 名	広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業 （維持管理・運営業務）	
履 行 場 所	広島市安佐北区可部南二丁目	
契 約 金 額	開業準備業務対価 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）	円 円）
	維持管理業務単価 ○固定経費 1月当たり （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）	円 円）
	運営業務単価 ○固定経費 1月当たり （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額） ○変動経費 1食あたり （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）	円 円） 円 円）
支 払 予 定 総 額	円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）	円 円）
契 約 期 間	本契約締結の日から令和23年7月31日まで	
履 行 期 間	令和 年 月 日から令和23年7月31日まで	
契 約 保 証 金		
そ の 他 の 契 約 事 項	広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業維持管理・運営委託契約約款のとおり	
管 轄 裁 判 所	広島地方裁判所	
<p>上記業務について、発注者及び受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>発注者 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市 代表者 広島市長 松井 一實</p> <p>受注者 【運営企業】 (所在地) (商号又は名称) (氏名)</p>		

広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業
維持管理・運営委託契約約款

目次

第1条	(総則)	1
第2条	(定義)	1
第3条	(委託業務の公共性の認識等)	2
第4条	(経費等の負担)	2
第5条	(権利義務の譲渡制限等)	3
第6条	(法令の遵守)	3
第7条	(業務責任者等)	3
第8条	(開業準備期間、維持管理・運営期間)	4
第9条	(開業準備業務の実施)	4
第10条	(維持管理・運営業務に関する計画書の提出)	4
第11条	(各報告書等の提出等)	4
第12条	(従事職員の確保等)	5
第13条	(受注者による維持管理・運営業務開始確認)	5
第14条	(発注者による維持管理・運営業務体制等の確認及び書面の交付)	5
第15条	(維持管理・運営業務開始の遅延による違約金)	5
第16条	(年次業務計画書の提出)	5
第17条	(実施報告書等)	5
第18条	(委託契約金額の各年度における支払予定額)	6
第19条	(開業準備業務対価)	6
第20条	(維持管理業務対価)	6
第21条	(運営業務対価)	6
第22条	(維持管理・運営業務の引継ぎ)	6
第23条	(モニタリング)	7
第24条	(異物混入・食中毒等)	8
第25条	(自主事業)	9
第26条	(談合行為等の措置)	9
第27条	(発注者の解除権)	10
第28条	(契約保証金)	11
第29条	(暴力団等からの不当介入の排除)	12
第30条	(委託業務の内容の変更)	12
第31条	(委託業務の一時中止)	12
第32条	(損害の発生)	12
第33条	(法令変更及び不可抗力)	13

第34条	(臨機の措置)	13
第35条	(報告義務)	13
第36条	(発注者の支払遅延の場合の遅延利息、既払対価の返還)	13
第37条	(対価の変更等に代える要求水準書等の変更)	14
第38条	(解除後の処理)	14
第39条	(関係者に関する措置の要求)	14
第40条	(守秘義務)	14
第41条	(補則)	14

(総則)

- 第1条 広島市（以下「発注者」という。）及び【運営企業】（以下「受注者」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、要求水準書等（要求水準書、入札説明書、質問回答書及び提案書類をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び要求水準書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の履行期間中、委託業務を実施し、発注者は、その契約金額を支払うものとする。
 - 3 受注者は、この契約に特別の定めがある場合を除き、委託業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定める。
 - 4 この約款に定める承諾、通知、承認、請求、報告、催告及び解除は、書面により行われなければならない。
 - 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 6 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。
 - 8 この約款及び要求水準書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この約款における用語の定義は、この約款で特別に定める場合を除き、次のとおりとする。
- (1) 「本件施設」とは、広島市北部地区学校給食センター（仮称）の建物本体、建築設備、調理設備、付帯施設、植栽、外構を含むすべての施設をいう。
 - (2) 「調理設備」とは、調理釜、冷蔵庫等動力を用い、設備配管等の接続により建物に固定して調理業務に使用する機械設備及び平面図等で提示可能な調理に必要な作業台、移動台、戸棚等をいう。
 - (3) 「調理備品」とは、ボウル、温度計、計量カップ、はかり、まな板等、調理業務に必要な備品をいう。
 - (4) 「事務備品」とは、机・椅子、電話、棚等、調理以外の目的で使用する建築物に固定しない備品をいう。
 - (5) 「什器備品」とは、調理備品と事務備品を総称したものをいう。
 - (6) 「食缶等」とは、食缶、アレルギー対応児童生徒提供汁用容器、アレルギー対応児童生徒提供フライ・和え物用容器、食器かご、おたま等、児童・生徒及び教職員等が使用する備品をいう。
 - (7) 「配送校」とは、本事業における給食配送対象となっている小学校及び中学校等をいう。
 - (8) 「保守」とは、初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品・消耗品の取替等をいう。
 - (9) 「修繕」とは、劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品・消耗品の取替等は除く。
 - (10) 「更新」とは、劣化した部位・部材や機器などを新しい物に取り替えることをいう。
 - (11) 「開業準備業務」とは、受注者が実施する要求水準書等に定める開業準備業務をいう。

- (12) 「維持管理業務」とは、受注者が実施する要求水準書等に定める維持管理業務をいう。
- (13) 「運営業務」とは、受注者が実施する要求水準書等に定める運営業務をいう。
- (14) 「維持管理・運営業務」とは、維持管理業務及び運営業務を総称していう。
- (15) 「本件業務」とは、この契約に従い、受注者が実施すべき開業準備業務、維持管理業務、運営業務の総称又はそのいずれかをいう。
- (16) 「開業準備業務対価」とは、開業準備業務に係る対価をいう。
- (17) 「維持管理業務対価」とは、維持管理業務に係る対価をいう。
- (18) 「運営業務対価」とは、運営業務に係る対価をいう。
- (19) 「維持管理・運営業務対価」とは、維持管理業務対価と運営業務対価とを併せたものをいう。
- (20) 「委託契約金額」とは、開業準備業務対価、維持管理業務対価及び運営業務対価の合計額又はそのいずれかの額をいう。
- (21) 「法令変更」とは、次に掲げるものをいう。
ア 法律、命令（告示を含む。）、条例又は規則（規程を含む。）の制定又は改廃
イ 行政機関が定める審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃
ウ 都市計画その他の計画の決定、変更又は廃止
- (22) 「不可効力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落雷、地滑り、落盤、火災、有毒ガスの発生、騒乱、暴動、戦争、テロその他発注者及び受注者の責めに帰すことのできない自然的又は人為的な事象であって、取引上又は社会通念上要求される一切の注意や予防措置を講じても、損害を防止できないものをいう。ただし、要求水準書等に基準等が明記されているものは、当該基準等を超えるものに限る。
- (23) 「基本協定」とは、広島市と●【代表企業】及び●【共同企業体】との間で締結した「広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業基本協定書」に定める協定をいう。
- (24) 「要求水準書」とは、広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業の実施に関して発注者が作成し、令和5年5月31日に公表した要求水準書（公表後の変更を含む。）をいう。
- (25) 「要求水準」とは、要求水準書及び提案書類で定められた、本件業務を遂行する上で要求される業務水準をいう。
- (26) 「提案書類」とは、広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業の実施に関して、受注者が発注者に提出した事業提案書、発注者からの事業提案書に関する質問に対する受注者の回答書その他受注者がこの契約締結までに提出した受注者の提案内容を補完する趣旨の一切の書類のうち発注者がその内容について認めたものをいう。

（委託業務の公共性の認識等）

第3条 受注者は、委託業務を行うに当たっては、委託業務の公共性を認識し、常に善良なる管理者の注意をもって、委託業務を行わなければならない。

（経費等の負担）

第4条 委託業務を行うために必要な経費等は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者が別に定めたものについては、発注者が負担する。

（権利義務の譲渡制限等）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、当該委託業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。

3 受注者は、前項の規定にのっとり、業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任する場合は、下請契約等（委託業務の全部又は一部について締結される下請契約又は再委任契約をいい、当該全部又は一部の委託業務に係る下請契約又は再委任契約が数次にわたる場合は、それぞれの下請契約又は再委任契約をいう。以下同じ。）の締結に際し、次の各号に該当する者がその当事者として選定されることがないように、必要な措置を講じなければならない。

(1) 物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成9年9月12日施行）第6条第1項各号（第3号を除く。）、第6条の2第1項又は第6条の3第1項若しくは第2項（同要綱第6条の3第1項又は第2項の場合にあっては、同要綱第6条第1項第1号の規定に相当する部分に限る。）の規定その他これらに類する発注者が定める要綱等の規定（これらに準じ又はその例によることとされる場合を含む。）により、本市競争入札参加資格の取消しを受けた者で、本市競争入札に参加することができない期間を経過しないもの

(2) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成8年4月1日施行。以下「指名停止措置要綱」という。）第2条第1項又は指名停止措置要綱第3条（広島市小規模修繕契約希望者登録制度実施要領（平成16年12月1日施行）第12条において、これらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指名停止の措置を受けた者で、当該指名停止の期間を経過しないもの

(3) 暴力団（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（昭和62年11月1日施行）第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同要綱第2条第2項に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団等経営支配法人等（同要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等及び同条第4項に規定する被公表者経営支配法人等をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（同要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）である者

4 受注者は、前項第3号に掲げる者に該当するものを、資材、原材料等の売買その他の契約（業務を履行するために、受注者が行う資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）をいう。以下同じ。）において、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないように、必要な措置を講じなければならない。

5 受注者は、前3項の規定にのっとり、自ら下請負人（下請契約等の申込みを承諾した者をいう。以下同じ。）を定め、又は受注者以外の者によって下請負人が定められたときは、直ちに、全ての下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知するとともに、第3項各号のいずれかに該当する者がいないことについて、発注者の確認を受けなければならない。

（法令の遵守）

第6条 受注者は、委託業務を履行するに当たっては、労働関係諸法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）その他関係法規を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負う。

（業務責任者等）

第7条 受注者は、要求水準書等に定める維持管理業務責任者及び運営担当者を選任し、その氏名を

発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者の維持管理業務責任者及び運営担当者は、必要に応じて委託業務の実施場所に常駐し、発注者の監督又は指示に従い、委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

(開業準備期間、維持管理・運営期間)

第8条 開業準備期間は、令和7年1月1日●日から同年12月●日とする。

- 2 維持管理・運営業務期間は、令和8年1月●日から令和23年7月●日までとする。

(開業準備業務の実施)

第9条 受注者は、開業準備期間中に、維持管理・運営業務の遂行に必要な研修及び訓練を各業務の従事者に対し実施し、この契約等に従って維持管理・運営業務を遂行することが可能な業務体制を整えることを目的として、開業準備業務を行う。

- 2 受注者は、開業準備業務を開始するまでに、要求水準書第9-1-(3)の定めるところにより、開業準備業務に関する計画書を作成した上、開業準備業務開始の2週間前までに発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、自らの責任及び費用負担において、開業準備期間中、別紙3に規定する保険に加入しなければならない。

(維持管理・運営業務に関する計画書の提出)

第10条 受注者は、要求水準書第9-1-(4)の定めるところにより、維持管理業務に関する計画書及び運営業務に関する計画書を作成し、これらの書類がこの契約等に適合するものであることについて、発注者の承認を受けなければならない。

- 2 受注者は、前項の各計画書を、当該要求水準書の定める提出時期までに、発注者に提出しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の書類の提出を受けた場合においては、その提出を受けた日から14日以内に、当該計画書の内容がこの契約等に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいてこの契約等に適合することを確認したときは、その旨を受注者に通知しなければならない。
- 4 発注者は、前項の場合において、当該計画書の内容がこの契約等の規定に適合しないことを認めたとき、又は当該計画書の記載によってはこの契約に適合するかどうかを確認することができない正当な理由があるときは、その旨及び理由並びに是正期間を示して受注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、前項の通知を受けた場合においては、その責任において、当該計画書の修正その他の必要な措置を行い、第3項の発注者の確認を受けるものとする。ただし、前項の通知に対して受注者が当該計画書を修正する必要がある旨の意見を述べた場合において、当該計画書を修正しないことが適切であると発注者が認めたときは、この限りでない。この場合において、発注者は、要求水準書の修正その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 前項の規定に基づく当該計画書の修正その他の必要な措置に要する費用は、第4項の通知を受けた場合においては受注者の負担とする。
- 7 受注者は、第3項の確認を受けた当該計画書を変更しようとする場合においては、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 8 本条に規定する手続は、受注者の責任を軽減又は免除するものではない。

(各報告書等の提出等)

第11条 受注者は、要求水準書第9-2に定める報告書等のうち、維持管理・運営業務に関するもの

を、同書第9-2に定める提出時期までに作成の上発注者に提出する。

(従事職員の確保等)

第12条 受注者は、維持管理・運營業務に従事する者(以下「従事職員」という。)の名簿を要求水準書第9-1-(4)の定めに従って要求水準書に定める提出時期までに発注者に提出しなければならない。

2 前項の規定は、従事職員に異動があった場合には、異動後の従事職員について、それぞれ適用する。

3 発注者は、維持管理・運營業務を行うことが不相当と認める従事職員の交代について、受注者に対し、その理由を示し、指示することができる。

(受注者による維持管理・運營業務開始確認)

第13条 受注者は、受注者による維持管理・運營業務のための体制、維持管理・運營業務を対象とする年次業務計画書(以下「年次業務計画書」という。)等が整備され、この契約等を満たすことができることを確認した場合は書面にて発注者に報告する。

(発注者による維持管理・運營業務体制等の確認及び書面の交付)

第14条 発注者は、前条の報告を受けた後20日以内に当該報告内容を確認する。

2 発注者が前項の確認を行った結果、前条第1項について、この契約等を満たしていない点があった場合には、受注者に対し、是正又は改善を求めることができる。当該是正又は改善に係る費用は、受注者若しくは構成員が負担する。

3 第1項の確認は、前条に基づく受注者の報告の確認、その他発注者が合理的かつ適切と認める方法により行う。

4 発注者は、第1項の確認を行った結果、維持管理・運營業務の開始に関する受注者の判断に対し異議がない場合には、受注者に対し、遅滞なく書面により通知する。

5 受注者は、発注者が前項の書面を交付したことをもって、維持管理・運營業務その他本事業に係る責任(第2項に規定する是正、改善の義務を含む。)を軽減又は免除されるものではない。

(維持管理・運營業務開始の遅延による違約金)

第15条 受注者の責めに帰すべき事由により、前条第4項に規定する書面の交付が維持管理・運營業務開始予定日より遅延した場合には、受注者は、維持管理・運營業務開始予定日から同書面が交付された日までの間(両端日を含む。)に応じ、維持管理・運營業務対価を元本として政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により財務大臣が定める率を乗じて計算した額の違約金を発注者に支払う。

(年次業務計画書の提出)

第16条 受注者は、維持管理・運營業務の開始日の属する事業年度の次年度以降の各事業年度について、当該事業年度開始日の2か月前までに、発注者と協議の上、当該事業年度にかかる年次業務計画書を作成し、発注者の確認を受けなければならない。

2 受注者は、年次業務計画書に従って、維持管理・運營業務を実施する。

3 受注者は、第1項に基づく年次業務計画書に従ったことのみをもって、維持管理・運營業務に係る責任を軽減又は免除されるものではない。

(実施報告書等)

第17条 受注者は、開業準備業務が完了したとき及び毎月の維持管理・運營業務が完了したときは、遅滞なく、委託業務実施報告書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の委託業務実施報告書が到達した日から起算して10日以内に履行を確認するための検査を行うものとする。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに委託業務の全部又は一部を履行し、発注者の検査を受けなければならない。

(委託契約金額の各年度における支払予定額)

第18条 この契約による委託契約金額の各年度における支払予定額(消費税及び地方消費税を含む。)は、別表のとおりとする。

(開業準備業務対価)

第19条 開業準備業務に係る対価は、別紙1-1「開業準備業務対価の基本的な考え方」に基づき、●円を開業準備業務完了後に一括して支払う。

2 受注者は、開業準備業務対価について、第17条第2項又は第3項の検査を合格したときは、発注者に対して支払を請求することができる。

3 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に開業準備業務対価を受注者に支払うものとする。

(維持管理業務対価)

第20条 発注者は、維持管理業務対価を別紙1-2「維持管理業務対価の基本的な考え方」及び別紙1-3「維持管理業務対価の支払予定額及びスケジュール」に定める方法及び条件に従って受注者に支払う。

2 維持管理業務対価の内訳は、別紙1-2「維持管理業務対価の基本的な考え方」及び別紙1-3「維持管理業務対価の支払予定額及びスケジュール」に示すとおりとする。

3 維持管理業務期間中の対価の改定は、別紙1-2「維持管理業務対価の基本的な考え方」に定める方法に従って行う。

(運營業務対価)

第21条 発注者は、運營業務対価を別紙1-4「運營業務対価の基本的な考え方」及び別紙1-5「運營業務対価の支払予定額及びスケジュール」に定める方法及び条件に従って受注者に支払う。

2 運營業務対価の内訳は、別紙1-4「運營業務対価の基本的な考え方」及び別紙1-5「運營業務対価の支払予定額及びスケジュール」に示すとおりとする。

3 運營業務期間中の対価の改定は、別紙1-4「運營業務対価の基本的な考え方」に定める方法に従って行う。

(維持管理・運營業務の引継ぎ)

第22条 受注者は、この契約期間満了日の2年前より、本件施設の維持管理・運營業務に必要な事項、その他関係資料を発注者に提供する等、本件施設の維持管理・運營業務の引継ぎに必要な協力を行わなければならない。

2 この契約期間満了後1年の間、受注者は本件施設の維持管理・運營業務を承継した者が維持管理・運營業務を実施するために要求水準に基づき必要な協力を行わなければならない。

3 この契約が期間満了以外の事由により終了した場合、維持管理・運營業務の承継に必要な事項、その他関係資料を受注者の費用負担により整備して引き渡さなければならない。

4 発注者は、第1項又は前項に基づき受注者から提供された資料を、委託業務の実施に必要な範囲で無償にて使用(複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。以下本条において同じ。)し、又は第三者に

使用させる権利を有し、受注者は発注者による資料の自由な使用が第三者の有する著作権及び著作者人格権その他の権利を侵害しないよう必要な措置を取らなければならない。

- 5 受注者は、第1項又は第3項に基づき発注者に提供する資料及び前項に基づく使用が第三者の有する著作権又は著作者人格権その他の権利を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその損害を賠償し、又は自己の責任及び費用負担において必要な措置を講ずる。
- 6 契約期間満了によりこの契約が終了する場合には、受注者は要求水準書等の定めに従い、委託業務の対象となっていた本件施設及び什器備品の状態について、委託業務の終了に先立って発注者の検査及び確認を受けなければならない。契約期間満了以外の事由によりこの契約が終了する場合においても、受注者は契約期間満了による終了と同様の検査を受けなければならない。
- 7 発注者は、前項の検査の結果、損傷又は汚損等がみられたときは、当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めて修補を行うよう受注者に請求することができる。受注者は、当該請求を受けた場合、自己の責任及び費用負担において発注者の定めた期間内に当該箇所を修補し、発注者の再検査を受けなければならない。ただし、発注者が承諾する場合には、修補に代えて修補に要する費用を発注者に支払えば足りるものとする。
- 8 前項の規定にかかわらず、当該損傷又は汚損が発注者の指示に従ったことによる等発注者の責めに帰すべき事由による場合（受注者が、発注者の指示が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながら発注者に異議を述べなかった場合を除く。）は、修補にかかる受注者の増加費用は合理的な範囲において発注者が負担する。ただし、当該損傷又は汚損が不可抗力による場合は、修補に要する費用等については第33条第2項の定めに従う。

（モニタリング）

- 第23条 発注者は、本件業務がこの契約に従って適正に遂行されていることを確認するため、別紙2「開業準備業務及び維持管理・運営業務のモニタリング」に従って、本件業務の遂行状況についてモニタリングを行うこととし、受注者は、当該モニタリングに最大限の協力を行うものとする。
- 2 受注者は、維持管理・運営業務に関し、要求水準書等の規定に従い「モニタリング計画書」を発注者との協議により作成し、維持管理・運営開始予定日の2か月前までに発注者に提出する。
 - 3 受注者は、発注者から本件業務の遂行状況について説明及び報告を求められた場合には、5日以内に、発注者に対して説明及び報告を行わなければならない。
 - 4 発注者は、受注者による前項の説明及び報告を受けた場合、さらに期限を定めて、受注者の費用で、本件業務の遂行状況について調査又は検査を行うよう受注者に求め、若しくは自らの費用負担にて立入検査を行うことができる。
 - 5 発注者によるモニタリングの結果、本件業務の不履行又は不完全履行が認められた場合、発注者は、別紙2「開業準備業務及び維持管理・運営業務のモニタリング」に従い受注者に対し通知及び是正勧告を行う。
 - 6 受注者は、前項の是正勧告を受けた場合、別紙2「開業準備業務及び維持管理・運営業務のモニタリング」に従い、該当する業務についての改善計画書を作成し、業務の改善を行わなければならない。
 - 7 第5項で運営業務の不履行又は不完全履行が認められた場合で、その要求水準未達のレベルが別紙2「開業準備業務及び維持管理・運営業務のモニタリング【表 運営業務の要求水準未達の分類】」において、レベル6又はレベル7に分類されているものであった場合は、発注者は第5項の是正勧告に

加え、当該不履行又は不完全履行が発生した月の運營業務の対価を1割減額して支払うものとする。

- 8 開業準備業務及び維持管理・運營業務のモニタリングの実施に要する費用については、この契約において別段の定めがある場合を除き、発注者が負担する。ただし、発注者に対する説明及び報告のための資料作成費等は、いずれの場合も受注者の負担とする。

(異物混入・食中毒等)

第24条 受注者は、この契約、要求水準書等及び提案書類に規定された事項、法令及び保健所等これを所管する所轄官公庁（以下「官公庁等」という。）の指導、基準等を遵守し、かつ善良なる管理者の注意義務をもって維持管理・運營業務を実施し、衛生的かつ安全な給食を提供しなければならない。

- 2 異物混入、食中毒その他受注者の提供した給食の喫食に起因して、重大な事故等（以下「食中毒等」という。）が発生した場合、受注者は自己の責任と費用負担により、直ちに原因究明の調査を行い、その結果について発注者に報告するものとする。また、官公庁等によって原因究明等の調査等が行われるときには、受注者は、自己の責任と費用負担により、当該調査等に最大限協力するものとする。
- 3 受注者の維持管理・運營業務を原因とする食中毒等により第三者に損害を与えた場合、受注者はこれを賠償するものとし、発注者が当該第三者に対し損害金を支払い又は損害賠償義務等を負担したときは、発注者の請求があり次第これを補償するものとする。ただし、受注者がその責めに帰すべき事由によるものでないことを明らかにした場合又は原因究明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合で、かつその結果に関し発注者の承諾を得た場合は、当該損害は発注者が負担し、受注者は発注者に対して当該損害金又は損害賠償債務の金額に相当する金額を支払う義務を負わないものとする。
- 4 受注者の維持管理・運營業務を原因とする食中毒等の発生により、維持管理・運營業務の全部又は一部の遂行ができない期間が生じた場合における当該遂行できない業務（以下本項において「遂行不能業務」という。）に対応する維持管理・運營業務対価の支払い及び損害賠償（前項により発注者が受注者に対して求償できるものを除く。）については、以下のとおりとする。なお以下の各号のいずれの場合においても、受注者は発注者に対して、逸失利益に係る損害の賠償請求はできないものとする。
- (1) 維持管理・運營業務の全部又は一部の遂行ができない期間が生じた事由が発注者の責めに帰すべきものであった場合、遂行不能業務に対応する維持管理・運營業務対価については、遂行不能業務の遂行ができない期間に係る業務に対応する金額から受注者が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、かつ、受注者の発注者に対する合理的な範囲の損害賠償の請求を妨げないものとする。
- (2) 維持管理・運營業務の全部又は一部の遂行ができない期間が生じた事由が発注者又は受注者の責めに帰すことのできないものであった場合及び受注者が原因究明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合で、原因究明につき第4項の発注者の承諾を得た場合、その対応については不可抗力に関する第33条の規定に従う。なお、遂行不能業務に対応する維持管理・運營業務対価については、遂行不能業務の遂行ができない期間に対応して支払が予定されていた対価の金額から受注者が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとする。
- (3) 前2号によらない場合、遂行不能業務に対応する維持管理・運營業務対価については、遂行不能業務の遂行ができない期間に対応して支払が予定されていた対価の金額から受注者が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、かつ、発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げないものとする。

- 5 受注者が維持管理・運營業務を委託した第三者が、その故意若しくは過失により食中毒等を発生させ、死者、重症者若しくは多数の軽症者が発生した場合、又は当該第三者が他の学校給食施設において調理業務を行う場合で当該他の学校給食施設において同様の事態を生じた場合、発注者は食中毒等の発生の原因となった当該第三者の変更を受注者に求めることができる。

(自主事業)

第25条 受注者は、学校給食法をはじめとする各種法令及び以下の各号に定める条件に従い、学校給食の調理を行わない時期や時間帯において、学校給食調理に影響がない範囲で、発注者の承諾を得た上で本件施設を利用した自主事業（以下「自主事業」という。）を実施することができる。

- (1) 自主事業の実施に当たり、受注者は、発注者が指定する日までに事業の内容や使用する諸室、使用時間帯等を明記した事業計画を市に提出しなければならない。
 - (2) 自主事業の実施に伴う手続等については、要求水準書に定めるとおりとする。具体的な申請・申込方法等については、発注者が別途定める。
- 2 自主事業は受注者の独立採算で運営するものとし、受注者は自主事業に係る一切の責任及び全ての経費（発注者が別途定める自主事業実施に伴う施設及び土地の使用料等を含む。）を負担する。
- 3 受注者は、本事業の事業者選定時に提案した自主事業の主たる内容等を変更できないものとする。ただし、本契約締結時に想定できなかった事態が生じた場合において、発注者が、受注者の求めに応じて協議を行い、当該協議が調ったときは、受注者は当該協議の結果に従って自主事業の内容等を変更することができる。
- 4 受注者は、維持管理・運営期間中、自主事業について規模の縮小などの変更を行う場合であっても、本事業の事業者選定時の提案内容である「目的外使用料等の納付提案額」に係る支払い義務は免れないものとする。

(談合行為等の措置)

第26条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を直ちに解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。
 - (2) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者の役員等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第8項に規定する役員等をいう。）、代理人、使用人その他の従業員を含む。以下この項において同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。
 - (3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が第1号又は前号に掲げる行為をしたことが明白となったとき。
 - (4) この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。
- 3 受注者は、第1項各号のいずれかに該当するときは、第18条に規定する各年度の支払予定額のう

ち最も高い額（以下「最高支払予定額」という。）の10分の2（同項第4号に該当するときは、10分の1）に相当する額を、損害金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。

- 4 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

（発注者の解除権）

第27条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当な期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における委託業務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らし軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎてもその業務に着手しないとき。
- (2) 委託期間内に委託業務を完了しないとき又は委託期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第17条第3項の履行がなされないとき。
- (4) 第28条第3項の規定に違反したとき。
- (5) 前各号又は次項の各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 委託業務を発注者が直接行う必要が生じたとき。
- (2) 第5条第2項から第4項までの規定に違反したとき。
- (3) 受注者が委託業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 受注者が委託業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の委託業務の一部の履行が不能である場合又は受注者が委託業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 委託業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が委託業務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者にこの契約より生じる権利又は義務を譲渡し、又は承継させたとき。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 警察等捜査機関からの通報等により、受注者が暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが判明したとき。

イ 下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の締結に際し、その相手方となる事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることを知りながら、当該事業者と当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約を締結したと認められるとき。

ウ 受注者が締結した下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の相手方である事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが警察等捜査機関か

らの通報等により判明した場合（イに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- (10) 受注者が雇用する労働者に対する賃金の支払について、受注者が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項の規定に違反したとして検察官に送致されたとき
 - (11) 受注者又は●グループのその他の構成員（本件基本契約に定めるとおり）の責めに帰すべき事由により、この契約以外の基本協定又は設計・建設等請負契約等が解除されたとき。
- 3 受注者は、第1項又は前項第2号から第11号までの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。
- 4 受注者は、第1項若しくは第2項第2号から第11号までの規定によりこの契約を解除されたとき又は次の各号に掲げる者がこの契約を解除したときは、最高支払予定額の10分の1に相当する額を、違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 5 第1項各号又は第2項第2号から第9号までに掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。
(契約保証金)

第28条 契約保証金は、受注者がこの契約に定める義務を履行したときは、これを還付する。

- 2 契約保証金には、利息を付けない。
- 3 受注者がこの契約について広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第31条第1号の履行保証保険契約を締結した場合において、当該履行保証保険契約の履行保証保険期間の終期（以下「保険期間の終期」という。）がこの契約の履行期間の最終日に至らないものであるときは、受注者は、当該保険期間の終期の日から起算して7日前の日までに、当該保険期間の終期の日の翌日から1年間又は複数年間（この契約の残余の履行期間が当該1年間又は複数年間の中で到来する場合にあっては、当該残余の履行期間の最終日まで）を新たな期間（以下「新たな対象期間」という。）とする履行保証保険契約を締結して発注者に提出するか、又は新たな対象期間に係る契約保証金を発注者に納付しなければならない。新たな履行保証保険契約を締結して提出した場合において、当該履行保証保険契約の保険期間の終期がこの契約の履行期間の最終日に至らないものであるときも、同様とする。
- 4 受注者が契約の締結と同時に納付した契約保証金（履行保証保険契約に基づき支払われる保険金及び前項の規定により受注者が納付した契約保証金を含む。）は、第26条第1項、第27条第1項若しくは同条第2項第2号から第11号までの規定により契約が解除された場合又は第27条第4項各号に掲げる者が契約を解除した場合においては発注者に帰属し、当該契約保証金があるとき、又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって損害金又は違約金に充当することができる。
(暴力団等からの不当介入の排除)

第29条 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第5項において同じ。）から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間内の業務完了に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と委託業務の実施計画に関する協議を行わなければならない。

4 受注者は、発注者との委託業務の実施計画に関する協議を行った結果、履行期間内の業務完了に遅れが生じると認められた場合は、次条の規定により、発注者に履行期間の延長の請求を行うものとする。

5 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

6 受注者は、前項の被害により履行期間内の業務完了に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と委託業務の実施計画に関する協議を行うものとし、履行期間内の業務完了に遅れが生じると認められた場合は、次条の規定により、発注者に履行期間の延長の請求を行うものとする。

（委託業務の内容の変更）

第30条 発注者は、必要があると認めるときは、契約変更通知書により受注者に通知することにより、契約期間、契約金額等の契約内容変更を行うことができる。

2 前項の契約内容変更は、発注者及び受注者が協議して行う。ただし、当該協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合、発注者は、合理的な契約変更内容を定めて受注者に対して通知し、受注者は、これに従い業務を継続するものとする。

3 発注者は、第1項の契約内容変更により受注者が増加費用を必要とし、又は受注者に損害を及ぼしたときは、合理的な範囲で当該増加費用又は損害を負担しなければならない。この場合において、発注者は、当該負担額を受注者と協議の上定めるものとする。

4 前項にかかわらず、第1項の契約内容変更を必要とする理由が、受注者の責めに帰すべき事由の場合、前項の増加費用又は損害は、受注者が負担する。また、当該理由が、法令変更又は不可抗力による場合、前項の増加費用又は損害の負担は、第33条第2項に基づくものとする。

（委託業務の一時中止）

第31条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の中止内容を受注者に通知して、委託業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 前項の規定により履行期間若しくは契約金額を変更したとき、受注者が委託業務の続行に備え委託業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、又は受注者に損害を及ぼしたときの負担については、前条に準じるものとする。

（損害の発生）

第32条 受注者は、委託業務に際して、受注者の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えた場合、発注者又は第三者が被った損害を負担するものとし、発注者又は第三者の請求後これを賠償するものとする。

2 受注者は、前項に定める損害賠償に係る債務を担保するため、委託業務開始時から委託業務の終了にいたるまでの期間につき、別紙3「付保する保険」にその概要が記載される保険に加入するものと

する。

- 3 前項の定めるところに従って保険に加入した場合、受注者は、当該保険に係る保険証券又はその他の書面で保険の内容を示すものを、その加入後速やかに、発注者に提出して、発注者の確認を受けなければならない。

(法令変更及び不可抗力)

第33条 法令変更（法令の新設を含む。本契約において同じ。）若しくは不可抗力により、要求水準書等で提示された条件に従って、委託業務ができなくなったときその他委託業務の実施が不可能となったと認められる場合、又は、法令変更若しくは不可抗力により、要求水準書等で提示された条件に従って、委託業務を行なうために増加費用が必要な場合、受注者は発注者に対して、速やかにその旨を通知するものとし、発注者及び受注者は、要求水準書等の変更並びに増加費用の負担その他必要となる事項について、協議するものとする。また、法令変更には消費税及び地方消費税の税率及び課税対象の変更を含むものとし、消費税及び地方消費税の変更後の負担額の算定等は変更後の法令によるものとする。

- 2 法令変更又は不可抗力が生じた日から14日以内に前項の協議が整わない場合、発注者は受注者に対して、当該法令変更又は不可抗力に対する対応を指示することができる。受注者は、この指示に従い、委託業務を継続するものとし、また、損害又は増加費用の負担は、別紙4「法令変更による費用負担」及び別紙5「不可抗力による費用負担」に記載する負担割合によるものとする。

(臨機の措置)

第34条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 受注者は、前項の場合においては、そのとった措置の内容について発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合は、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないと思われる部分については、発注者がこれを負担する。

(報告義務)

第35条 受注者は、委託業務を実施する際、次に掲げる事態が発生した場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。

(1) 事故が発生し、又はそのおそれがある場合

(2) その他委託業務の履行に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合

- 2 受注者は、委託業務実施計画書に従った委託業務の履行ができないことが明らかになったときは、発注者に対して直ちにその理由を付した書面を提出しなければならない。

(発注者の支払遅延の場合の遅延利息、既払対価の返還)

第36条 受注者は、発注者の責に帰すべき事由により、第19条から第21条までの各対価の支払いが遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、約定期間を経過した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する財務大臣が定める率で計算した額の遅

延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(対価の変更等に代える要求水準書等の変更)

第37条 発注者は、この契約の規定により対価を増額すべき場合又は発注者が増加費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、対価の増額又は増加費用の負担の全部若しくは一部に代えて要求水準書等を変更することができる。

2 受注者は、この契約の規定により対価を減額すべき場合又は増加費用を負担すべき場合において、対価の減額又は増加費用の負担の全部若しくは一部に代えて要求水準書等の変更その他の受注者による業務内容の向上を提案することができる。

3 第1項又は前項の場合において、要求水準書等の変更内容は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知するものとし、受注者はこれに従う。

4 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が対価を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(解除後の処理)

第38条 受注者は、第26条及び第27条の規定によりこの契約が解除された場合は、解除の日までに履行した委託業務の内容を発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格した部分に相応する委託契約金額相当額を受注者に支払うものとする。

(関係者に関する措置の要求)

第39条 発注者は、受注者がこの契約を履行するために使用している再委託の相手方、労働者等で契約の履行又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとることを請求することができる。

2 受注者は、前項の請求を受けた場合は、その内容を審査し、請求を受理した日から10日以内に、当該請求に対する対応を書面により発注者に通知しなければならない。

3 前項の場合において、当該措置により受注者に損害が生じても、発注者は、その責めを負わない。

(守秘義務)

第40条 受注者は、委託業務の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後及び解除後も、同様とする。

2 受注者は、委託業務の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(補則)

第41条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して、これを定める。

別表

年度	全体額	左の内訳			
		開催準備業務対価	維持管理業務対価	運営業務対価	
				固定料金	変動料金
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
合計					

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他関係する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 乙は、業務に従事している者に対し、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第4 乙は、業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第7 乙は、甲の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託等に係る連帯責任)

第8 乙は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第9 乙は、再委託等をする場合には、再委託等をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(安全管理措置)

第10 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第11 乙は、業務の作業場所を甲に報告するものとし、当該作業場所以外で業務を行ってはならない。
また、甲が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報記録された資料等を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第12 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら取得した個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら取得した個人情報記録された資料等をこの契約の終了後又は解除後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(取扱状況の報告及び調査)

第14 甲は、必要があると認めるときは、乙又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(事故発生時における報告等)

第15 乙は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合(再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。)は、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、乙は、甲から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(契約解除)

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第17 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

注 「甲」は発注者を、「乙」は受注者を指す。

開業準備業務対価の基本的な考え方

1 開業準備業務対価の構成

開業準備業務対価は、以下の項目により構成される。

- ・ 各種設備・備品等の試運転
- ・ 調理設備台帳・什器備品台帳の作成
- ・ 開業準備期間中の施設の維持管理
- ・ 本件施設及び調理備品の取扱いに対する習熟
- ・ 従業員等の研修
- ・ 調理リハーサル
- ・ 配送リハーサル
- ・ 給食提供訓練業務
- ・ 試食会の開催支援
- ・ 施設説明資料の作成
- ・ 映像資料の作成
- ・ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

2 開業準備業務対価の支払の算定方法及び支払額

発注者は、開業準備業務に係る対価として、開業準備業務の完了を確認後、請求を受けた日から30日以内一括で支払う。

また、発注者は、提案書類に記載された開業準備業務の一部が実施されなかった場合には、受注者に支払う対価から当該業務に相当する対価を減額する。

回数	請求可能時期	開業準備業務対価 (税抜)	消費税及び 地方消費税の額	税込計
1	開業準備業務完了確認後、請求を受けた日から30日以内			

維持管理業務対価の基本的な考え方

1 維持管理業務対価の構成

維持管理業務対価は、以下の項目により構成される。

- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 建築設備保守管理業務
- ・ 外構・植栽保守管理業務
- ・ 調理設備保守管理業務
- ・ 調理備品保守管理業務
- ・ 事務備品保守管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 警備業務
- ・ 長期修繕計画作成業務
- ・ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

2 維持管理業務対価の支払手続

- (1) 受注者は、毎月の維持管理業務の完了後、遅滞なく委託業務実施報告書を発注者に提出する。
- (2) 発注者は、上記(1)の委託業務実施報告書が到達した日から10日以内に履行を確認するための検査を行う。
- (3) 受注者は、上記(2)の検査に合格したときは、当該月分の維持管理業務に係る対価の支払を請求することができる。
- (4) 発注者は、上記(3)の請求を受けた日から30日以内に一括で支払う。

<支払対象期間及び支払期限>

支払期	支払対象期間	履行確認	請求書発行期限	支払期限
毎月	毎月1日から月末	実施報告書の到達から 10日以内	翌月末	請求書受領後 30日以内

3 維持管理業務対価の改定

維持管理業務期間中の物価変動に対応して、維持管理業務対価を改定する。

本契約に定めた1月当たりの維持管理業務単価を基準額とし、「毎月勤労統計調査(賃金指数 就業形態別 きまって支給する給与 一般労働者 30人以上)」(厚生労働省)を指標として、年度平均値に基づき翌年度の1月当たりの維持管理業務単価を確定する。

改定した維持管理業務単価は翌年度以降の維持管理業務対価に反映させる。

なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

見直しの周期は、令和9年度以降1年に1回とし、前回改定が行われた時と比べて1ポイント以上の変動が認められる場合に改定を行う。

計算式は以下のとおり。

$$\text{改定後の単価} : AP_t = AP_x \times (S P P I_t^{\blacktriangle 2} / S P P I_x^{\blacktriangle 2})$$

【見直し年度：t年度】

AP_t = t年度の維持管理業務単価

AP_x = 前回改定年度の維持管理業務単価

$S P P I_t^{\blacktriangle 2}$ = (t-2)年度の「毎月勤労統計調査賃金指数」

$S P P I_x^{\blacktriangle 2}$ = (前回改定年-2)年度の「毎月勤労統計調査賃金指数」

※第1回目（令和9年度）の対価の見直しにおける「 AP_x 」は、令和8年度の維持管理業務単価とし、「 $S P P I_x^{\blacktriangle 2}$ 」は本契約を締結した日の属する年度の「毎月勤労統計調査賃金指数」とする。

維持管理業務対価の支払予定額及びスケジュール

維持管理業務対価の支払予定額は以下のとおりとする（提案により記入する。）。

回数	請求可能時期	維持管理業務対価 (税抜)	消費税及び地方 消費税の額	税込計
1	令和8年(2026年)2月			
2	令和8年(2026年)3月			
3	令和8年(2026年)4月			
185	令和23年(2041年)6月			
186	令和23年(2041年)7月			
187	令和23年(2041年)8月			
	計			

運營業務対価の基本的な考え方

1 運營業務対価の構成

運營業務対価は、以下の項目により構成される。

- ・ 食材検収・保管業務
- ・ 調理業務
- ・ 配送・回収業務
- ・ 洗浄等業務
- ・ 廃棄物等処理業務
- ・ 食器等管理業務
- ・ 食缶等保守管理業務
- ・ 調理員用品・消耗品調達業務
- ・ 配送車調達・維持管理・更新業務
- ・ 衛生管理業務
- ・ 配膳・下膳業務
- ・ 食育・喫食促進支援業務
- ・ 広報支援業務
- ・ その他これらを実施する上で必要な関連業務

2 運營業務対価の支払手続

- (1) 受注者は、毎月の運營業務の完了後、遅滞なく委託業務実施報告書を発注者に提出する。
- (2) 発注者は、上記(1)の委託業務実施報告書が到達した日から10日以内に履行を確認するための検査を行う。
- (3) 受注者は、上記(2)の検査に合格したときは、当該月分の運營業務に係る対価の支払を請求することができる。
- (4) 発注者は、上記(3)の請求を受けた日から30日以内に一括で支払う。

<支払対象期間及び支払期限>

支払期	支払対象期間	履行確認	請求書発行期限	支払期限
毎月	毎月1日から月末	実施報告書の到達から 10日以内	翌月末	請求書受理後 30日以内

3 運營業務対価の内訳

運營業務対価は、固定経費部分と変動経費部分からなる。

(1) 固定経費部分

運營業務対価のうち固定経費部分については、本契約に定めた1月当たりの運營業務対価を、毎月、運營業務期間中に計187回支払う。

なお、配送車調達・維持管理・更新業務及び食缶等保守管理業務のうち、配送車・食缶等の更新費用を更新年度に計上する場合は、固定経費部分において支払う。

(2) 変動経費部分

運營業務対価のうち提供給食数に応じて変動する変動経費部分については、下記4の変動経費換算基準に基づく方式で算出した額を支払う。

4 変動経費換算基準

(1) 変動経費の考え方

運營業務対価の変動経費部分は、各回支払対象期間（毎月）における変動経費の算定基礎となる提供給食数の合計に、本契約に定めた1食当たりの運營業務単価（消費税及び地方消費税の額を除く。）を乗じた額とする。なお、受注者が提案する1食当たりの変動経費の単価は、小数点第2位まで有効とする。

$$\left[\text{受注者が提案する1食当たりの変動経費の単価} \times \text{提供給食数} \right]$$

(2) 提供給食数等

ア 提供給食数の定義

提供給食数には、生徒用、教職員用に加え、見学者の試食用、発注者の検食用、受注者の検食用を含む。

イ 提供対象者数及び提供給食数の保証

発注者は、給食センターの運營業務期間中の各年度毎（5月1日時点）の提供対象者数（受注者が給食を提供すべき生徒数と教職員数を合算した数）が8,000人を下回る場合は、固定費と変動費の割合の見直し又は運營業務対価の見直しについて協議を行う。

5 提供日数による運營業務対価の調整

発注者は、1年間の提供日数が180日以上210日以下とならない場合は、3月の運營業務対価（上記3(1)の固定経費部分と上記(1)の方法で算出した変動経費部分の合計）について、下表のとおり調整する。

<提供日数による運營業務対価の調整方法>

提供日数	見直し料金	見直し方法
210日を 上回った場合	上回った日数（年間提供日数-210日）×当該年度の 運營業務対価（固定経費部分）／200	見直し料金を3月の運營業務対価の支払に加算
180日を 下回った場合	下回った日数（180日-年間提供日数）×当該年度の 運營業務対価（固定経費部分）／200	見直し料金を3月の運營業務対価の支払から減算

6 提供給食数の決定方法

生徒の転出入、教職員の異動及び学校行事等の開催等の変動要因があるため、給食提供月の前月の17日頃（4月提供分については3月24日頃）までに、発注者から受注者にその月の予定給食数の通知を行う。

予定給食数の通知後も、上記の変動要因に加え、学級閉鎖及び学校行事等の日程変更等により予定給食数に変更がある場合には、提供日の2日前（土日、祝日除く。）の正午までに、発注者から受注者に当該提供日に実施する給食数（以下「実施給食数」という。）の通知を行う。

7 運営業務対価の改定

運営業務期間中の物価変動に対応して、運営業務対価を改定する。

本契約に定めた運営業務単価（固定・変動）を基準額とし、表「運営業務対価の改定の指標」の年度平均値に基づき翌年度の運営業務単価を確定する。改定した運営業務単価は翌年度以降の運営業務対価に反映させる。

なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。見直しの周期は、令和9年度以降1年に1回とし、前回改定が行われた時と比べて1ポイント以上の変動が認められる場合に改定を行う。

計算式は以下のとおり。

$$\text{改定後の単価} : AP_t = AP_x \times (SPPI_{t\Delta 2} / SPPI_{x\Delta 2})$$

【見直し年度：t年度】

AP_t = t年度の運営業務単価（固定・変動）

AP_x = 前回改定年度の運営業務単価（固定・変動）

$SPPI_{t\Delta 2}$ = (t-2)年度の「毎月勤労統計調査賃金指数」又は「企業物価指数」

$SPPI_{x\Delta 2}$ = (前回改定年-2)年度の「毎月勤労統計調査賃金指数」又は「企業物価指数」

※第1回目（令和9年度）の対価の見直しにおける「 AP_x 」は、令和8年度の運営業務単価とし、「 $SPPI_{x\Delta 2}$ 」は本契約を締結した日の属する年度の「毎月勤労統計調査賃金指数」又は「企業物価指数」とする。

【表 運営業務単価の改定の指標】

区分	業務	指標
運営業務単価 (固定経費)	運営業務対価相当額 (光熱水費相当分を除く)	毎月勤労統計調査：賃金指数 就業形態別 きまって支給する給与 一般労働者 30人以上 (厚生労働省)
	運営業務対価相当額 (電気代相当分)	企業物価指数：電気代
	運営業務対価相当額 (ガス代相当分)	企業物価指数：ガス代
	運営業務対価相当額 (上下水道料相当分)	企業物価指数：上下水道料
運営業務単価 (変動経費)	1食単価の内、 光熱水費相当分以外の単価	毎月勤労統計調査：賃金指数 就業形態別 きまって支給する給与 一般労働者 30人以上 (厚生労働省)
	1食単価の内、 電気代相当分の単価	企業物価指数：電気代
	1食単価の内、 ガス代相当分の単価	企業物価指数：ガス代
	1食単価の内、 上下水道料相当分の単価	企業物価指数：上下水道料

運營業務対価の支払予定額及びスケジュール

運營業務対価の支払予定額は以下のとおりとする（提案により記入する。）。

1 運營業務単価（固定経費）

項目		金額（税抜）
運營業務対価（固定経費）		
①	電気代相当額	
②	ガス代相当額	
③	上下水道料相当額	
④	その他（①～③以外）	

回数	請求可能時期	運營業務対価 （固定経費）（税抜）	消費税及び 地方消費税の額	税込計
1	令和8年(2026年)2月			
2	令和8年(2026年)3月			
3	令和8年(2026年)4月			
185	令和23年(2041年)6月			
186	令和23年(2041年)7月			
187	令和23年(2041年)8月			
計				

2 運営業務単価 (変動経費)

項目		金額 (税抜)
運営業務対価 (変動経費)		
1 食当たりの単価 (円/食)		
①	電気代相当額 (円/食)	
②	ガス代相当額 (円/食)	
③	上下水道料相当額 (円/食)	
④	その他 (①~③以外) (円/食)	

回数	請求可能時期	運営業務対価 (変動経費) (税抜)	消費税及び 地方消費税の額	税込計
1	令和8年(2026年)2月			
2	令和8年(2026年)3月			
3	令和8年(2026年)4月			
185	令和23年(2041年)6月			
186	令和23年(2041年)7月			
187	令和23年(2041年)8月			
計				

開業準備業務及び維持管理・運營業務のモニタリング

1 モニタリングの種類と方法

発注者と受注者が行う開業準備業務及び維持管理・運營業務のモニタリングの種類は、下表の通り3種類とする。ただし、発注者が受注者に対して行うモニタリングの方法についての詳細は、受注者による業務の遂行の方法に依存するため、本契約の締結後に受注者が策定し発注者が承認するモニタリング計画書において定める。

【表 モニタリングの種類と方法】

種類	発注者の行う業務	受注者の行う業務
①日常モニタリング (セルフモニタリング)	<ul style="list-style-type: none"> 日報及び業務水準の確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎営業日、自らの責任により日常モニタリングを行う。 モニタリング結果に基づき、日報を毎営業日に作成する。 本件業務の遂行に大きな影響を及ぼすと判断される事象が生じた場合には、直ちに発注者に報告し、発注者の求めに応じて日報等を提出する。
②定期モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 受注者が提出するモニタリング報告書に基づき、定期モニタリングを行う。 受注者が提出したモニタリング報告書の内容を確認するとともに、施設を巡回し、事前の協議により定めたモニタリング項目に従って、各業務の遂行状況を確認・評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> 作成した日報及び報告事項をとりまとめ、月1回、モニタリング報告書を作成し、発注者に提出する。ただし、発注者の求めがあった場合には、適宜、日報等を提出する。 発注者のモニタリングに、最大限の協力を行う。 発注者及び受注者が出席する通常会議及び月例会議において、日常モニタリング、定期モニタリングの結果を報告するとともに、発注者からの苦情等の発生原因についての検討及び意見交換等を行う。
③随時モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 必要性が認められるとき（施設利用者等からのクレームがあった時や業務改善勧告を行った場合の確認時及び緊急時等）には、随時モニタリングを実施する。 施設巡回、業務監視等を行い、受注者の業務実施状況を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記の事項の確認に当たり、発注者に対して最大限の協力を行う。

なお、業務現場への立入検査に際しては、本契約に別段の定めがある場合を除き、発注者は事前に受注者に実施日時を通知する。原則として、発注者は、定期モニタリングについてはモニタリング報告書を受領してから14日以内にモニタリングを行い、かつ結果を受注者へ書面で通知する。随時モニタリングについては、モニタリングの完了から14日以内に、発注者は受注者へ結果を書面で通知する。

2 モニタリングの結果の分類

(1) 開業準備業務の不履行又は不完全履行

モニタリングの結果、開業準備業務の不履行又は不完全履行（要求水準の未達）があると認められた場合、受注者に対し通知及び是正勧告を行う。

ただし、不履行又は不完全履行（要求水準の未達）の原因が以下アからオのいずれかの事由（以下「是正勧告を行わない事由」という。）に当たる場合は是正勧告を行わない。

ア あらかじめ発注者の承諾を得た作業等を行った結果、やむを得ず不履行又は不完全履行（要求水準の未達）となった場合

イ 発注者の責めに帰すべき事由により、不履行又は不完全履行（要求水準の未達）となった場合

ウ 発注者職員、生徒の責めに帰すべき事由により、不履行又は不完全履行（要求水準の未達）となった場合

エ 不可抗力又は法令変更によって、やむを得ず不履行又は不完全履行（要求水準の未達）となった場合

オ 第三者の責めに帰すべき事由（第三者の責めによる交通事故など）によって、やむを得ず不履行又は不完全履行（要求水準の未達）となった場合（ただし、第三者の責めに帰すべき事由であることの証明は受注者が行う。）

(2) 維持管理業務の不履行又は不完全履行

発注者は、モニタリングの結果、維持管理業務の不履行又は不完全履行（要求水準の未達）があると判断した場合には、受注者に対し通知及び是正勧告を行う。業務の不履行又は不完全履行（要求水準の未達）とは、以下に示す状態と同等の事態のことをいう。

【表 維持管理業務の要求水準未達の分類】

基準の分類		基準の内容	例示
業務不完全履行	レベル1	是正しなければ軽微な影響を及ぼすことが想定される場合	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理業務の怠慢 長期修繕計画並びに維持管理業務の不備 業務報告の不備 発注者及び関係者への連絡の不備
	レベル2	是正しなければ重大な影響を及ぼすことが想定される場合	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理業務の不備による衛生状態の欠陥等により重大な影響を及ぼす事態の発生 維持管理業務の故意の放棄（要求水準未達状態の長時間に渡る放置を含む。） 非常時又は災害時の防災設備の非稼働 発注者の指示に従わない、故意に発注者との連絡を行わない等
重大な事象	レベル6	重大な問題が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> 業務遂行中の安全不備等に起因して人身事故や犯罪が発生し、死者又は重傷者が発生した場合。

発注者は、不履行又は不完全履行（要求水準の未達）が判明してから7日以内に当該不履行のレベルを判断し、受注者に対し通知及び是正勧告を行う。

ただし、不履行又は不完全履行（要求水準の未達）の原因が「是正勧告を行わない事由」に該当する場合は、是正勧告を行わない。

(3) 運營業務の不履行又は不完全履行

発注者は、モニタリングの結果、運營業務の不履行又は不完全履行（要求水準の未達）があると認められた場合、受注者に対し、通知及び是正勧告を行う。業務の不履行又は不完全履行（要求水準の未達）とは、以下に示す状態と同等の事態のことをいう。

【表 運營業務の要求水準未達の分類】

基準の分類		基準の内容	例示
業務不完全履行	レベル1	是正しなければ軽微な影響を及ぼすことが想定される場合	給食提供へ支障が生じる可能性は少ないものの、要求水準を満たすサービスの提供がされていない場合
			その他軽度の業務未実施がある場合
	レベル2	是正しなければ重大な影響を及ぼすことが想定される場合	給食提供へ支障が生じる可能性がある場合
			衛生管理が不十分である場合 その他業務未実施がある場合
提供不全	レベル3	指定時刻に給食を配送できなかった場合	指定時刻までに配送されず、生徒が所定の時刻から給食を喫食できなかった場合
	レベル4	給食を一部提供できなかった場合	配缶間違いなどにより、一部の献立を生徒が喫食できなかった場合
	レベル5	給食を提供できなかった場合	生徒が喫食できなかった場合（アレルギー食の誤配送を含む）
重大な事象	レベル6	重大な問題が発生した場合	異物混入、アレルギー対応食の誤り等により重症者が発生した場合
			業務遂行中の安全不備等により人身事故が発生し、死者又は重症者が発生した場合
	レベル7	非常に重大な問題が発生した場合	異物混入等、アレルギー対応食の誤りにより死者が発生した場合
			食中毒が発生した場合

発注者は、不履行又は不完全履行（要求水準の未達）が判明してから7日以内に当該不履行のレベルを判断し、受注者に対し通知及び是正勧告を行う。

ただし、不履行又は不完全履行（要求水準の未達）の原因が「是正勧告を行わない事由」に該当する場合は、是正勧告を行わない。

3 是正勧告に対する受注者の対応

受注者は、原則として是正勧告を受けた日から3営業日以内に、当該不履行又は不完全履行（要求水準の未達）の改善方法及び改善を実行する期日等を記した計画書（以下「改善計画書」という。）を発注者に提出し、速やかに改善作業に取り掛かり、改善を実行する期日後速やかに、改善計画書に基づく対応状況を発注者に報告する。

また、改善を実行する期日は、原則として改善計画書の提出日から5営業日以内とする。ただし、発注者は、改善計画書の提出及び改善を実行する期日を、是正勧告及び改善計画書の内容に

応じて早め、又は遅らせることができる。

なお、発注者は、改善を実行する期日後、業務現場への立入検査を実施し、改善結果を確認し、改善がなされていないと判断した場合、受注者に対して再度の是正勧告を行うことができ、その後も同様とする。

付保する保険

1 第三者賠償責任保険

維持管理・運營業務期間中に第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害を補償

- ・対象 本件施設内における維持管理・運營業務の法律上の賠償責任
- ・補償額 対人：1名当たり1億円、1事故当たり10億円
対物：1事故当たり1億円
- ・期間 開業準備期間及び維持管理・運營業務期間
- ・その他 被保険者を受注者、下請業者を含む業務実施者、発注者とし、交叉責任担保特約を付ける。

2 普通火災保険

維持管理・運營業務期間に火災等により本件施設に損害が生じた場合、その損害を補償

- ・対象 本件施設
- ・補償額 再調達価格
- ・期間 開業準備期間及び維持管理・運營業務期間

※ 上記保険以外の付保については、受注者が提案するものとする。なお、開業準備期間及び維持管理・運營業務期間中の保険については、受注者が上記の保険を付保した場合と同等の効果がある提案をし、発注者が認めた場合には、上記1及び2の保険付保以外の措置によるものを認めることがある。

法令変更による費用負担

- 1 維持管理・運營業務に直接的に影響を及ぼす法令変更の場合
発注者が全て負担する
- 2 法人税等の収益関係税に関する法令変更の場合
受注者が全て負担する
- 3 上記 2 以外の税制度に関する法令変更の場合
発注者が全て負担する
- 4 上記 1 ないし 3 以外の法令変更の場合
受注者が全て負担する

不可抗力による費用負担

維持管理業務開始後に不可抗力が生じ、本件業務に関して受注者に合理的な損害・損失又は増加費用が発生したときは、当該損害、損失又は増加費用の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべき維持管理業務対価の1%に至るまでは受注者が負担するものとし、これを超える額については発注者が負担する。ただし、当該不可抗力事由により受注者の負担額を超える額の保険金が支払われたときは、当該保険金額相当額は、発注者が負担する損害・損失又は増加費用の額から控除する。